

高知県企業立地促進事業費補助金実施要領

（目的）

第1条 この要領は、高知県企業立地促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第16条の規定に基づき、要綱に定めるもののなか、高知県企業立地促進事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（操業開始日）

第2条 操業開始日の取扱いについては、次に掲げるとおりとする。

- （1） 立地企業指定申請書（変更承認を受けた場合は変更後）に記載された事業計画に従い主たる製造品目の生産活動を開始した日をいう。
- （2） 試験操業（機械設備を調整しながら一部の操業を行う場合など）の期間は操業として扱わない。
- （3） 事業完了前に一部の操業を開始する場合は、全部の操業を開始した日を操業開始日として扱う。
- （4） 天災地変その他補助対象事業者の責めに帰することができない事由により、要綱に定める期間内に操業を開始することができないときは、その理由を明示した書面により期間の延長変更を請求することができる。この場合における延長期間は、県と補助対象事業者との間の協議のうえ定める。

（事業の着手予定日）

第3条 敷地内純増設のうち、既存の建物を利用して新たな工場等を設置する場合にあっては、減価償却資産に係る売買契約を締結しようとする日をいう。

（県内新規雇用者）

第4条 要綱における県内新規雇用者及び県内新規雇用者数については、次に掲げるとおりとする。

- （1） 指定工場等（企業指定に係る工場等をいう。以下同じ。）の設置に伴い補助対象事業者が新たに雇用した、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定に基づく被保険者として同法第9条の規定に基づく確認を受けている者のうち、県内に住所を有し、継続して6ヵ月以上雇用される常用雇用者（日本国籍を有しない者にあっては、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）別表第一の二の表若しくは五の表若しくは別表第二に規定する在留資格を有する者又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に規定する特別永住者に限る。以下同じ。）をいうものとする。

なお、常用雇用者の確認は雇用保険被保険者資格取得確認通知書（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第9条の規定により公共職業安定所長から送付されるものをいう。）の写し等により行うものとする。

- （2） 補助対象事業者の他事業所から指定工場等へ配置転換となった者は、県内新規雇用者として扱わない。ただし、新增設する指定工場等への配属を前提に、補助対象事業者の他事業所において研修等の目的で採用した者のうち操業開始後1年以内に当該指定工場等に配置転換となった者は、県内新規雇用者に含むものとする。
- （3） 増設に係る企業指定に当たっては、添付資料に基づき申請日の直近1週間以内の時点の従業員

員数（雇用保険の被保険者数）とその日から6ヵ月前の月末時点の従業員数とを比較し、どちらが多い方の人数を県内新規雇用者数の算定の基礎とする。

- (4) 立地企業指定申請書の提出日から実績報告書の提出日までの間において、補助対象事業者の都合により常用雇用者を解雇した場合は当該解雇者数を、自己都合により退職した場合は当該退職者数を、県内新規雇用者数から控除するものとする。

(投下固定資産額)

第5条 要綱別表の補助対象経費欄に定める投下固定資産額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定工場等の新增設に伴って取得される土地、建物及びその附属設備その他の減価償却資産のうち、貸借対照表に固定資産として計上されるものを投下固定資産として扱う。
- (2) 建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）とは、減価償却資産のうち法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号に掲げる資産をいう。
- (3) その他の減価償却資産とは、減価償却資産のうち法人税法施行令第13条第2号、第3号、第6号及び第7号に掲げる資産（構築物、機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品）をいう。
- (4) 土地の取得費には、当該土地の取得価額に算入される土地の造成費又は改良費を含む。
- (5) 建物又は構築物（土地取得後に取り壊すもの）が附属する土地の取得費には、当該土地の取得価額に算入される建物等及び構築物の取得費並びに取壊し費用を含む。
- (6) 土地を民間の取引で取得する場合、当該土地に係る取得時点の固定資産税評価額を投下固定資産額の上限とする。
- (7) 減価償却資産については、交付決定日から指定工場等の操業開始後6ヵ月が経過する日までの間に取得するものを投下固定資産額として扱う。ただし、納期が遅延した等やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。この場合、概算払請求書又は実績報告書にその理由を記載した書面を添付するものとする。
- (8) 補助対象事業者が自ら建設、製作又は製造した減価償却資産については、貸借対照表へ固定資産として計上される取得価額を投下固定資産額として扱うものとする。
- (9) その他の減価償却資産については、県外企業である補助対象事業者の県外事業所から指定工場等へ移設するものに係る移設費並びに県外事業所において第2条第2号ただし書に規定する者の研修目的で取得等を行い、指定工場等の操業開始時に移設するものの取得費及び移設費を投下固定資産額として扱う。ただし、移設費については資本的支出に該当するものに限ることとし、収益的支出（修繕費）に該当するものは含めないものとする。
- (10) 法人税法（昭和40年法律第34号）第64条の2第3項に規定するリース取引（ファイナンス・リース）による建物等その他の減価償却資産については、リース料総額のうち取得原価相当額（貸借対照表へ固定資産として計上されるべき額をいう。）を投下固定資産額として扱う。

なお、ファイナンス・リースは物件引渡時において売買があったものとして扱われるため、原則として借手（補助対象事業者）の貸借対照表へ固定資産として計上されるものであるが、少額資産である等の理由により例外的に借手が貸借対照表へ計上しない場合は、リース会社へファイナンス・リースであることを確認できたものを投下固定資産額とする。

また、取得原価相当額は、リース契約書及び貸借対照表（固定資産台帳）によって確認を行うものとする。

- (11) 移転増設の場合における土地及び建物等その他の減価償却資産のうち構築物の取得費については、次に掲げるものを投下固定資産額として扱うものとする。

ア 土地

移転後土地の取得費（移転前土地が補助対象事業者と出資関係のない者から賃借していたものであった場合に限る。）ただし、移転前土地に指定企業と出資関係のない者から賃借していた土地と、指定企業が所有する土地が混在する場合は、移転後土地の取得費から移転前土地のうち当該所有土地に係る時価相当額を控除した額（「時価相当額」は、移転前用地の固定資産税評価額を7割で割り戻した額とする。また、当該控除後の額が負の値になる場合は、移転後土地の取得費を投下固定資産額として扱わないものとする。）

イ 建物及び構築物

次式により算定した額

$$\text{移転後建物等・構築物の取得費} \times \frac{(\text{移転後建物の延べ床面積} - \text{移転前建物の延べ床面積})}{\text{移転後建物の延べ床面積}}$$

- (12) 投下固定資産額には以下の経費は含まないものとする。

ア 固定資産の取得に附随する租税公課（消費税及び地方消費税、登録免許税、印紙税、不動産取得税並びに建築確認申請手数料など）

なお、固定資産の取得価額に算入された場合であっても、投下固定資産額には含まない

イ 法人税法施行令第133条の2に規定する一括償却を適用しているもの

ウ 減価償却資産のうち、耐用年数が1年未満又は消費税額を除く取得費若しくは取得原価相当額が10万円未満のもの（参考：法人税法上は10万円未満であるかどうかの判定は、その適用している税抜経理又は税込経理の方式により算定した金額による）

エ 次条に定める福利環境施設整備事業費の対象経費となったもの

オ 国庫補助事業の対象経費となったもの（産業振興計画特別加算が適用される場合を除く。）

カ 他の県単独補助事業の対象経費となったもの（国庫補助事業と同一の対象経費について、国費へ継ぎ足して産業振興計画特別加算を適用する場合にあつてはこの限りでない。）

キ 車両及び運搬具のうち、自動車税及び軽自動車税の課税対象となるものであって、高知県外の自治体の税収となる登録等になっているもの

ク 補助対象事業者が本県以外に工場等を有する場合、減価償却資産のうち本社機能の用に供するもの

なお、建物等の内部に本社機能の用に供する部分が含まれる場合は、次式により算定した額を補助対象経費から控除する。

$$\text{建物等・構築物の取得費} \times \frac{\text{建物のうち本社機能部分の延べ床面積}}{\text{登記簿に記載された建物の床面積}}$$

ケ 一般消費者向けの製品販売スペースを設ける場合、減価償却資産のうち当該用途に供するもの

なお、建物等の内部に当該スペースが含まれる場合は、次式により算定した額を補助対象経費から控除する。

$$\text{建物等・構築物の取得費} \times \frac{\text{建物のうち製品販売スペースの延べ床面積}}{\text{登記簿に記載された建物の床面積}}$$

- (13) 補助対象事業者の実績報告書に添付すべき固定資産台帳が、決算未了につき未調製の場合は、決算終了後において速やかに提出を受けるものとする。
- (14) 補助対象事業により取得した財産（以下「補助財産」という。）の処分について、高知県補助金等交付規則第 19 条に基づき知事が事前に承認しうる場合の例示は次のとおりとする。
- ア 補助対象事業者の地位を承継の上指定工場等の操業を行おうとする者に対する処分である場合
 - イ 陳腐化等の理由により補助対象事業者自らが補助財産を更新する場合

（福利環境施設整備事業）

第 6 条 要綱第 4 条第 1 項第 4 号に定める福利環境施設の整備に係る要件、対象経費等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定工場等の新增設に伴う整備事業であること。
- (2) 建築面積及び延べ床面積の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ア 建築面積

建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 2 条第 1 項第 2 号の測定方法によるものとする。

- イ 延べ床面積について

製造施設（試験研究施設、生産技術関連施設、検査所、倉庫及び出荷・輸送関連施設等）の面積をいうものとし、事務所、福利厚生施設等の面積は含めない。

なお、移転増設の場合における補助額の算定基礎となる延べ床面積は、移転前後における差引増加分とする。

- (3) 増設の場合における面積要件の取扱いについては、次のとおりとする。

- ア 純増設のうち新たに取得する土地が隣接地など同一の指定用地内のものであって、かつ、既に操業している工場等に係る敷地面積又は建築面積が本事業の面積要件を満たしていなかった場合は、既操業分と新設分を合計した全体の敷地面積又は建築面積により補助要件の判断を行うものとする。

- イ 移転増設の場合、移転前後における敷地面積又は建築面積の差引増加分により補助要件の判断を行うものとする。

- (4) 補助対象となる福利環境施設は、次のとおりとする。

- ア 福利厚生施設

- (ア) 福利施設

- 運動場・体育館・プール等のスポーツ施設、集会所、託児所及び保健施設等

- (イ) 従業員用施設

- 通勤バス、従業員研修施設、食堂、休養室及び社宅・独身寮等。ただし、設備等を整備しないものや設備等が固定式でないもの、社宅等で特定個人のために設置するもの及び社宅等の借上げ料は補助の対象としない。

- イ 環境施設

- (ア) 環境保全施設

- 排水処理設備（合併処理浄化槽等生活排水処理設備を含む。）、産業廃棄物処理施設、リサイクル関連施設その他公害防止施設

(イ) 環境施設

緑地、噴水・水流・池その他修景施設、広場（公園的に整備されているもの）及び太陽光発電施設（発電される電気の販売を行わないもの）

(5) 補助対象経費は、次のとおりとする。

ア 補助対象経費には租税公課は含まないものとする。

イ 福利環境施設を整備又は取得するために直接必要な経費が建物等の建築工事一式に含まれており、証拠書類等によって確認することができない場合は、補助対象経費は次式により算出するものとする。

$$\text{補助対象施設の直接工事費} + \text{諸経費} \times \frac{\text{補助対象施設の直接工事費}}{\text{建物全体の直接工事費}}$$

なお、上式により難しい場合は、補助対象経費は次式により算出するものとする。

$$(\text{建築工事費} - \text{屋外附帯工事}) \times \frac{\text{補助対象施設の面積}}{\text{建物の延べ床面積}}$$

屋外附帯工事とは、建設主体工事以外の外構工事、緑化工事及び舗装工事等とする。

ウ 他の補助金の対象経費となった施設については補助対象外とする。

(特定重点事業)

第7条 要綱別表の産業振興計画特別加算（以下「産振加算」という。）に定める特定重点事業は、次に定めるところによるものとする。

(1) 関係部長会議は、アに掲げる要件の全てを満たし、かつ、イに掲げる要件のいずれか一つ以上を満たす見込みのある事業又はアに掲げる要件のいずれか一つを満たし、かつ、イに掲げる要件のいずれか二つ以上を満たす見込みのある事業を、特定重点事業として認定することができること。

ア 必須要件

(ア) 投下固定資産額5億円以上（当該事業の属する業種が食料品製造業に該当する場合は、2億5千万円以上）

(イ) 県内新規雇用者30人以上

イ 付加要件

(ア) 県内取引企業（原材料仕入先並びに製造工程（メンテナンスを含む。）及び運送に係る外注先。以下「取引企業」という。）の業務量の増10人役以上

(イ) 第一次産業従事者業務量の増50人役以上

(ウ) 製造品出荷額等の増10億円以上

(エ) 取引企業の数10社以上

(オ) 農林水産物又は水資源を主要原材料とするもののうち、当該主要原材料の仕入に係る県内産の占める割合金額又は数量が8割以上

(カ) 研究開発機能の保有

(キ) 協力企業（原材料仕入先以外の取引企業であって、直接かつ継続的に補助対象事業者の生産をサポートする企業）の立地

(ク) 工場用地面積9千平方メートル以上

- (ケ) (ア)から(ク)までに掲げる事項のほか、税収、工場延床面積など特別な経済効果がある
と認められる事項
- (2) 特定重点事業を所管する部局は、前号に規定する要件に関して当該事業の効果を説明する
ための資料（以下「事業効果説明資料」という。）を作成するものとする。

(審査会)

第8条 要綱別表の産振加算に定める審査会は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 産振加算の適切かつ円滑な執行を図るため、専門的知識を有する者で構成する特定重点事
業審査会を設置すること。
- (2) 審査会は、次の分野別に委嘱した事業審査アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）
4名並びに関係部長会議の出席者のうち副本部長及び本部次長によって構成するものとする
こと。
- ア 財務 1名
イ 法律 1名
ウ 学識 2名
- (3) 審査会の定足数は4名とし、開催は随時とすること。
- (4) 審査会は、事業効果説明資料について、その妥当性を専門的な見地から審査し、産振加算の
適用又は非適用について出席者の3分の2以上の同意に基づき採決した上で、産振加算の適
用に係る意見として知事に提出するものとする。
- (5) アドバイザーは知事が委嘱し、任期は1年間とする。ただし、年度途中から委嘱する場合は、
その年度の末日までとすること。
- (6) 知事は、アドバイザーの職務に要する次の経費を支払うものとする。
- ア 謝金 審査会一回につき一人当たり5万円
イ 旅費 県の旅費規程に基づき別途支払う
- (7) 審査会の会務を総括するため、アドバイザーの互選による委員長を置くこと。
- (8) 審査会は非公開とすること。
- (9) 審査会の事務局は、商工労働部企業誘致課内に設置すること。

(産振加算の補助率)

第9条 要綱別表の産振加算に定める補助率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割
合とする。

- (1) 次の条件に該当する場合 20パーセント
- ア 必須要件の2項目を共に満たすこと（ただし、投下固定資産額について、食料品製造業に
あつては5億円以上、その他の業種にあつては10億円以上であること）
イ 付加要件のうち2項目以上を満たすことが見込まれるもの
- (2) 次の条件に該当する場合 20パーセント
- ア 必須要件のうちいずれか1項目を満たすこと（ただし、投下固定資産額について、食料品
製造業にあつては5億円以上、その他の業種にあつては10億円以上であること）
イ 付加要件のうち3項目以上を満たすことが見込まれるもの

(3) 次の条件に該当する場合 10パーセント

ア 必須要件の2項目を共に満たすこと(ただし、投下固定資産額について、食料品製造業にあっては2億5千万円以上、その他の業種にあっては5億円以上であること)

イ 付加要件のうち1項目以上を満たすことが見込まれるもの

(4) 次の条件に該当する場合 10パーセント

ア 必須要件のうちいずれか1項目を満たすこと(ただし、投下固定資産額について、食料品製造業にあっては2億5千万円以上、その他の業種にあっては5億円以上であること)

イ 付加要件のうち2項目以上を満たすことが見込まれるもの

(適用の決定等)

第10条 知事は、第8条第4号の規定に基づく意見を踏まえて特定重点事業に対する産振加算の適用又は非適用を決定した上で、要綱第6条に規定する補助金の交付の決定を行うものとする。

2 要綱第11条の規定による実績報告において第7条第1号アに掲げる要件の全てを満たすことができず、又は一つしか満たすことができず、かつ、同号イに掲げる要件の全てを満たすことができず、又は一つしか満たすことができなかった場合は、前条に規定する産振加算の補助率を適用しないものとする。

附 則

この要領は、令和8年1月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。